# 特定非営利活動法人 復興支援ネットワーク・フェニックス

# 会員募集のご案内

# 添付書類

- ・定款(総則・会員・附則部分抜粋)
- ・会員区分表
- ・会員申込書

< 事務局 > 特定非営利活動法人 復興支援ネットワーク・フェニックス 〒940-0062 新潟県長岡市大手通1丁目5番地9

# 特定非営利活動法人 復興支援ネットワーク・フェニックス 定 款(抜粋)

# 第1章 総 則

#### (名称)

#### 第1条

- 1 この法人は、特定非営利活動法人 復興支援ネットワーク・フェニックスと 称する。
- 2 この法人の英文名は、PHOENIX と表示する。
- 3 この法人の略称は、フェニックス とする。

#### (事務所)

# 第2条

この法人は、事務所を 新潟県長岡市 におく。

# (目的)

#### 第3条

この法人は新潟県中越大震災などの自然災害により甚大な被害に遭遇した地域及び住民のために、復興を支援する様々な活動を行い、ネットワークを作り、全国へ向けて伝えることによって新潟県全体の経済を活気付け活性化し、観光産業を軸にして、新しいブランドの創設を図り、地域経済の発展に率先して貢献する事を目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動 を行う。
  - (1)まちづくりの推進を図る活動
  - (2)学術、文化、芸術又はスポーッの振興を図る活動
  - (3)子どもの健全育成を図る活動
  - (4)経済活動の活性化を図る活動
  - (5)観光の振興を図る活動
  - (6)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1)特定非営利活動に係わる事業

復興祈願花火フェニックス打上事業

フェニックスプロジェクト事業

フェニックスネットワーク事業

その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

物品販売事業

# 第2章 会 員

# (会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という) 上の社員とする。ただし、人格なき社団が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社 員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体で、総会における議決権を 有するもの
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体で、総会 における議決権を有しないもの
- 2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

#### (入会)

## 第7条

- 1 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 2 代表理事は、前項の申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同するものであると認めると きは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
- 3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

# (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければなら ない。

# (退会)

#### 第9条

- 1 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員は、次のいずれかに該当するときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
- (1)本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2)会員である団体が解散したとき
- (3)会員が破産宣告を受けたとき
- (4)会費を1年以上にわたって納入しないとき

#### (除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決を経て除名することができる。
  - (1)この法人の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為を したとき
  - (2)この法人の定款又は規定に違反したとき

#### (拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

# 附則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を得て登記した日(以下「成立日」という。)から 施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正会員 個人 入会金4,000円 年会費 6,000円

法人 入会金5,000円 年会費12,000円

賛助会員 個人 入会金 0円 年会費 6,000円

法人 入会金 0円 年会費12,000円

# 会員区分表

	NPO会員	理事会への参加	総会での議決権	総会への参加	入会金	年会費
理事					¥ 4,000	¥ 6,000
正会員(法人)		(オブサーブ)			¥ 5,000	¥ 12,000
正会員(個人)		(オブサーブ)			¥ 4,000	¥ 6,000
賛助会員(法人)		×	×		¥ -	¥ 12,000
賛助会員(個人)	×	×	×		¥ -	¥ 6,000